

## 伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に係る質問への回答に伴う修正箇所一覧

No	資料名	頁	項目							タイトル	修正前	修正後
			第2章	第2節	1	(5)	チ					
1	要求水準書 設計・建設業務編	46	第2章	第2節	1	(5)	チ			ごみ計量機	計量回数については、基本的には委託収集車は1回計量であり、その他については2回計量である。	搬入車両の計量回数については、委託収集車は1回計量であり、その他については2回計量である。
2	要求水準書 設計・建設業務編	131	第3章	第1節	3	(2)	イ	(イ)		構内動線	計量室周辺動線は、搬入用車線として、計量機を通過する車線1車線以上と計量機を通過しない車線1車線の計2車線以上を設け、搬出用車線として、計量機を通過する車線1車線と計量機を通過しない車線1車線の計2車線を設け、合計4車線以上を設けること。	計量室周辺動線は、搬入車両用の搬入車両用の搬入用車線として、計量機を通過する車線1車線以上と計量機を通過しない車線1車線の計2車線以上を設け、退出用車線として、計量機を通過する車線1車線と計量機を通過しない車線1車線の計2車線を設け、合計4車線以上を設けること。
3	要求水準書 設計・建設業務編	148	第3章	第2節	5	(3)	ア	(イ)		計量施設	ごみ収集車及び直接搬入車によるごみ量と焼却残渣搬出車による焼却残渣量をそれぞれ計量する。これらの積載重量を正確に計量するために、搬入時と搬出時の2回計量できる計量設備及び動線を確保すること。	ごみ収集車及び直接搬入車によるごみ量と焼却残渣搬出車による焼却残渣量をそれぞれ計量する。なお、焼却残渣量については、原則進入時と搬出時の2回計量できる計量設備及び動線を確保すること。第2章第2節1で規定の計量機とは別に、計量機を設置する場合には、組合の要求する仕様にて設置すること。
4	要求水準書 設計・建設業務編	164	第3章	第5節	4	(4)	ア			テレビ共聴設備 工事	CATV受信（テレビはCATV対応とする）	受信（地上デジタル放送及びBS放送）